

小型電子機器・製品プラスチックごみ回収(同時開催)

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

小型家電機器に含まれる金属および家庭用プラスチック製品を資源として再利用するため、ご協力をお願いします。※家庭で使われていたものに限りです。(事業所から出たものは回収しません。)

日時 6月30日(日) 午前9時～11時

場所 就業改善センター前駐車場・神泉総合支所駐車場

【小型電子機器の回収】

回収できる主なもの 固定電話、携帯電話、ファックス、炊飯器、電子レンジ、扇風機、ストーブ、ビデオデッキ、ラジオ、パソコンおよび周辺機器(モニター・プリンター)、掃除機、ゲーム機、電動ミシン等

回収できないもの

- 家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機)
- フロン含有物(除湿器、冷風機等)
- 布や木製部分が含まれるもの(こたつ、音響機器、電子カーペット等)
- 大型の電化製品(マッサージチェア、電動ベッド、ランニングマシン等)
- 乾電池、バッテリー内臓品、ガスボンベ、トナー、蛍光灯、電子タバコ、オイルヒーター等

注意事項

- ストーブの石油は抜いてから出してください。
- 端末(携帯電話等)内の個人情報、自己責任で事前に消去してください。
- 電池は取り出して、有害ごみとして排出してください。※有害ごみ収集日時:6月26日(水)P10参照

【製品プラスチックごみの回収】

回収できる主なもの 衣装ケース、プランター、漬物容器、バケツ、おもちゃ、ハンガー、化粧品容器などの硬質プラスチック製品

回収できないもの ポリ塩化ビニル(PVC)製品、薬品容器、衛生用品(歯ブラシなど)、汚れのあるもの、中身の入った容器

注意事項

- 内容物の付着や泥汚れなどは洗い流してから出してください。
- 小型電子機器の回収と同時開催のため、混雑が想定されます。
- 必ず係員の案内に従い、安全に車を停めてください。

ふれあい農園(貸し農園)利用者募集

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

利用期間 7月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(1年ごとの契約更新です。)

場所 神川町植竹地内(神川町役場東)

募集区画(区画面積) 1区画(約70㎡)

利用料金 2,250円(月額250円)

利用条件 ①販売を目的としないこと。
②建物や工作物を設置しないこと。
③その他、「神川ふれあい農園利用心得」による。

申込期間 6月5日(水)～25日(火)

申込方法 神川町役場経済観光課へご連絡ください。
※申込者が複数いた場合、抽選とさせていただきます。



有害ごみの分別収集を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

有害ごみの適正な分別・排出にご協力をお願いします。

日時 6月26日(水) 午前7時～9時 場所 下の表の通り

排出できる物 蛍光管、電球型蛍光ランプ(電球は除く)、水銀入り体温計(電子体温計は除く)、乾電池、小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等)※本体と一体になっているものや取り外しが難しい場合はそのまま出してください。

注意事項 ●袋や箱に入れたままで排出しないでください。

- 収集場所に持ち込む際に使用した袋等は、段ボールにかけてあるごみ袋に入れてください。
- 電球や割れた蛍光管は、危険防止のため新聞紙等で包み、不燃ごみの日に排出してください。
- 事業所のごみは排出することができません。

行政区	収集場所
新宿	寄島公民館
池田	泉徳寺前
二ノ宮	青柳駐在所東
新里	多目的集会所
前組	徳万屋北
中新里	中新里集落センター
小浜	小浜集会所(小松神社)
貫井	観音堂
植竹	日枝神社西側ごみ収集所
肥土	中肥土集会所
関口	池上神社境内
四軒在家	万日堂

行政区	収集場所
元阿保	旧公会堂跡ごみ収集所
八日市	八日市集会所
原新田	原新田集会所
熊野堂	三原集会所
元原	元原集会所
渡瀬本町	戒蔵寺入り口ごみ収集所
渡瀬仲町	渡瀬コミュニティ集会所
渡瀬上町	木宮神社境内
下阿久原	神泉総合支所
上阿久原	
矢納	矢納センター

給水栓(農業用水)の適切な利用・管理について

問合せ 経済観光課 農政担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

【農業用水の利用について】

農業用水のかけ流しで揚水機場の圧力不足や下流での水不足になることがあります。農業用水の利用について必要以上の水を流さないよう、適切な管理にご協力をお願いします。

また、現在下久保ダムの貯水量が低下しているため取水制限が実施されています。引き続き、農業用水の節水へのご協力をお願いします。

【給水栓の破損事故が多発】

トラクターなどの作業中に給水栓を破損させてしまう事故や、経年劣化による給水栓の水漏れ・破損事故が多発しています。万が一破損させてしまった場合は役場までご連絡ください。修理が完了するまで周辺の農地では農業用水の利用ができなくなります。

事故等を未然に防ぐためにも、事故防止の対策をしていただきますようお願いいたします。※給水栓の修理費は個人負担となります。

【事故防止対策例】

- 作業前にあらかじめ給水栓の場所を確認しておく。
- 給水栓周囲の草刈りをし、位置が分かるよう目印となる物を置く。

